

ID: 208

担当部署: 産業観光課

処分の概要	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、特定森林施業計画、数人共同の特定森林施業計画、一般森林施業計画の変更認定
法令名称 根拠条項	森林法 第12条第2項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

法第11条第4項(森林施業計画、数人共同の森林施業計画、一般森林施業計画の認定、数人共同の一般森林施業計画の認定)と同様に法第11条第4項の規定による。

第11条

4 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすときは、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。

- (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
- (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

- (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
- (4) 当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。

森林法施行規則

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第12条 法第11条第4項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該森林施業計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。)のうち主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度(森林法施行令(昭和26年政令第276号。以下「令」という。)第4条の2第3項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。)の翌伐採年度の初日から起算して2年以内(当該森林施業計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が10分の4を超えないものに限る。)により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内)におおむね付録第1の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。
- (2) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林のうち次に掲げる要件のすべてに該当するものにつき、当該森林施業計画の始期における当該森林の立木の材積から当該森林施業計画の

期間内において間伐として伐採することとされている立木の材積を減じて得た材積(以下「間伐後材積」という。)が、付録第2の算式により算出される材積の100分の90に相当する材積以上100分の110に相当する材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。

- イ 人工植栽に係る森林であること。
- ロ 当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢から5年を減じた林齢に達しない林齢であること。
- ハ 当該森林施業計画の期間内において主伐として立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。
- ニ その面積が著しく小さい森林であつて当該森林の間伐を当該森林施業計画の期間の経過後において当該森林に隣接している森林の立木の伐採がなされるときに併せて実施することが効率的である森林以外の森林であること。
- ホ 当該森林施業計画の始期における立木の材積が、当該森林の立木の収量比数(森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の比をいう。以下同じ。)が間伐対象収量比数(5年以内に間伐を実施すべき森林の立木の収量比数として市町村森林整備計画において樹種別及び仕立ての方法別に定められているものをいう。以下同じ。)となる場合における立木の材積を超える森林であること。
- (3) 当該森林施業計画の対象とする森林(当該森林施業計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画をいい、同条第3項各号に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。以下同じ。)において森林保健施設(同法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。以下同じ。)を整備することとされている森林を除く。)のうち標準伐期齢から5年を減じた林齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。
- (4) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林につき当該森林施業計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、イに掲げる材積(当該材積が170立方メートルに満たない場合にあつては、0立方メートル)以上ロに掲げる材積(当該材積が1,300立方メートルに満たない場合にあつては、1,300立方メートル)以下であること。
- イ 当該森林施業計画の期間内における当該計画的伐採対象森林の年間成長量に相当する材積(当該材積が付録第3の算式により算出される材積を超える場合にあつては、その算出される材積)に5を乗じて得た材積の100分の80に相当する材積
- ロ 当該森林施業計画の期間内における当該計画的伐採対象森林の年間成長量に相当する材積(当該材積が付録第3の算式により算出される材積に満たない場合にあつては、その算出される材積)に5を乗じて得た材積の100分の120に相当する材積(当該材積が当該計画的伐採対象森林のうち第2号イからホまでに掲げる要件のすべてに該当するものにつき当該期間内において間伐として伐採することとされている立木の材積に満たない場合にあつては、その間伐として伐採することとされている立木の材積)

(公益的機能別森林施業の実施に関する基準)

第13条 法第11条第4項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林施業計画の対象とする森林のうち水源かん養機能等維持増進森林については、前条第1号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林のうち次に掲げる要件のすべてに該当するものにつき、間伐後材積が、付録第2の算式により算出される材積の100分の90に相当する材積以上100分の110に相当する材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。

イ 前条第2号イ、ハ、ニ及びホに掲げる要件のすべてに該当する森林であること。

- 複層林施業森林(複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。)以外の森林にあつては、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢に10年を加えた林齢に達しない森林であること。
- 八 複層林施業森林にあつては、当該森林施業計画の始期における当該森林の上層木(森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。)の林齢が標準伐期齢に達しない森林であること。
- (2) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林(長伐期施業森林(標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。)であつて当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢に10年を加えた林齢以上であるものに限る。)のうち次に掲げる要件のすべてに該当するものにつき、間伐後材積が、付録第4の算式により算出される材積以上付録第5の算式により算出される材積の100分の110に相当する材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。
- イ 前条第2号イ、八及び二に掲げる要件のすべてに該当する森林であること。
- 当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢に達しない森林であること。
- 八 当該森林施業計画の始期における立木の材積が、当該森林の立木の収量比数が100分の80となる場合における立木の材積を超える森林であること。
- (3) 当該森林施業計画の対象とする森林(当該森林施業計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林を除く。)のうち標準伐期齢に10年を加えた林齢(複層林施業森林(単層林であるものに限る。))にあつては標準伐期齢、長伐期施業森林にあつては標準伐期齢の2倍から10年を減じた林齢)に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。
- (4) 当該森林施業計画の対象とする森林のうち皆伐による伐採をすることとされているものにつき、1箇所当たりの伐採面積が20ヘクタールを超えないこと。
- (5) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林につき当該森林施業計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、付録第6の算式により算出される材積に5を乗じて得た材積(当該材積が次のイ又はロに掲げる森林につき当該期間内において間伐として伐採することとされている立木の材積及び次の八に掲げる森林につき当該期間内において伐採することとされている立木の材積を合計した材積に満たない場合にあつては、その合計した材積)を超えないこと。
- イ 当該計画的伐採対象森林のうち第1号イから八までに掲げる要件のすべてに該当するもの
- 当該計画的伐採対象森林(長伐期施業森林であつて当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢に10年を加えた林齢以上であるものに限る。)のうち第2号イから八までに掲げる要件のすべてに該当するもの
- 八 当該計画的伐採対象森林のうち複層林施業森林であつて、当該森林施業計画の始期における当該森林の上層木の林齢が標準伐期齢以上であるもの
- (6) 複層林施業森林にあつては、当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林につき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに、当該森林施業計画の期間内に伐採することとされている立木の材積(当該計画的伐採対象森林のうち第1号イ及び八に掲げる要件のすべてに該当するものにつき当該期間内に間伐として伐採することとされている立木の材積を除く。)が、次のイに掲げる材積から次のロに掲げる材積を減じて得た材積(次のイに掲げる材積が次のロに掲げる材積に満たない場合にあつては、0立方メートル)を超えないこと。
- イ 当該森林施業計画の始期における当該森林の立木の材積
- 付録第7の算式により算出される材積
- (7) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林(複層林施業森林であるものに限る。)のうち、当該森林施業計画の始期における当該森林の上層木の林齢が標準伐期齢以上であり、かつ、

樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとの当該森林の下層木(森林の最下層を構成する立木をいう。以下同じ。)を除く立木の材積が次のイに掲げる材積を超える森林につき、当該森林施業計画の始期における当該森林の立木(下層木を除く。)の材積から当該森林施業計画の期間内において伐採することとされている当該森林の立木(下層木を除く。)の材積を減じて得た材積が、次のロに掲げる材積以下となるよう、伐採することとされていること。

- イ 当該森林の立木(下層木を除く。)の収量比数が100分の75となる場合における立木の材積
 - ロ 当該森林の立木(下層木を除く。)の収量比数が100分の65となる場合における立木の材積の100分の110に相当する材積
- 2 法第11条第4項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林施業計画の対象とする森林のうち環境保全機能等維持増進森林については、前条第1号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 当該森林施業計画の対象とする森林のうち要転換森林(広葉樹等転換(人工植栽に係る森林であつて広葉樹の育成を行うものへの転換及び人工植栽に係る森林以外の森林への転換をいう。以下同じ。))を必要とする森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。)であるものにつき広葉樹等転換をすることとされている森林の面積が、付録第8の算式により算出される面積(その面積が、当該要転換森林である森林の面積から次に掲げる森林の面積を差し引いて得た面積を超える場合には、その差し引いて得た面積)を下らないこと。
 - イ 当該森林施業計画の期間内に標準伐期齢に達しない森林
 - ロ その面積が著しく小さい森林であつて、当該森林の広葉樹等転換をするための立木の伐採を当該森林施業計画の期間の経過後において当該森林に隣接している森林の立木の伐採がなされるときに併せてすることが効率的な森林
 - (2) 当該森林施業計画の対象とする森林(人工植栽に係る森林であつて広葉樹の育成を行うもの又は人工植栽に係る森林以外の森林に限る。)のうち主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、主として広葉樹を植栽し、又は植栽以外の方法により更新することとされていること。
 - (3) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林のうち次に掲げる要件のすべてに該当するものにつき、間伐後材積が、付録第2の算式により算出される材積の100分の90に相当する材積以上100分の110に相当する材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。
 - イ 前条第2号イ、八、二及びホに掲げる要件のすべてに該当する森林であること。
 - ロ 当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢に達しない森林であること。
 - 八 特定広葉樹育成施業森林(風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。)以外の森林であること。
 - (4) 当該森林施業計画の対象とする森林(特定広葉樹育成施業森林及び当該森林施業計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林を除く。)のうち標準伐期齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。
 - (5) 当該森林施業計画の対象とする森林(次号に規定する森林、特定広葉樹育成施業森林及び当該森林施業計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において当該森林の立木を皆伐により伐採することとされている森林を除く。)のうち主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該立木の伐採方法が択伐とされており、かつ、その択伐率が10分の3(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものにあつては、10分の4)を超えないこと。
 - (6) 当該森林施業計画の対象とする森林(風害の防備のための森林その他の特に帯状に残存す

べき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に限る。)のうち主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該伐採後、幅20メートル以上にわたり森林(その立木の全部又は相当部分が標準伐期齢以上であるものに限る。)を帯状に残存させることとされていること。

(7) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林を除く。以下この号において同じ。)につき当該森林施業計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、付録第9の算式により算出される材積に5を乗じて得た材積(当該材積が次のイに掲げる森林につき当該期間内において間伐として伐採することとされている立木の材積及び次のロに掲げる森林につき当該期間内において主伐として伐採することとされている立木の材積を合計した材積に満たない場合にあつては、その合計した材積)を超えないこと。

イ 当該計画的伐採対象森林のうち第3号イから八までに掲げる要件のすべてに該当するもの

ロ 当該計画的伐採対象森林のうち要転換森林であるもの

(8) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。)につき、特定広葉樹の立木を伐採することとされている森林ごとに、当該森林施業計画の期間内に伐採することとされている特定広葉樹の立木の材積が、次のイに掲げる材積から次のロに掲げる材積を減じて得た材積(次のイに掲げる材積が次のロに掲げる材積に満たない場合にあつては、0立方メートル)を超えないこと。

イ 当該森林施業計画の始期における当該森林の特定広葉樹の立木の材積

ロ 当該森林の特定広葉樹と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積(市町村森林整備計画において当該森林について2以上の特定広葉樹が定められている場合にあつては、それぞれの樹種と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積を平均して得た材積)に相当する材積

(9) 当該森林施業計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。)につき、特定広葉樹以外の樹種(以下「一般樹種」という。)の立木が存する森林ごとに、当該森林施業計画の期間内において伐採することとされている一般樹種の立木の材積が、付録第10の算式により算出される材積以上(特定広葉樹の生育状況からみて一般樹種の立木の伐採に制限を加える必要があるものとして市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、付録第10の算式により算出される材積の100分の80に相当する材積以上100分の120に相当する材積以下)となるよう、一般樹種の立木を伐採することとされていること。

標準処理期間	20日以内(省令第13条の3)		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日